

消防用設備工事

弊社では、各種消防用設備工事（新設工事・増設工事・改修工事）全般を承っております。
近年では新築の支援施設、老人ホーム、グループホーム等の新設工事、また工場等の企業様からの
各消防用設備の新設・増設・改修工事のご依頼をいただいております。

消防用設備は、消防法で設置・点検の基準が定められており、工事や点検は有資格者以外が請け負うことはできません。

【政令で定められた防火対象物】

事務所・病院・百貨店・複合ビル・工場・学校・ホテル・共同住宅・地下街など、火災の被害を少しでも軽減するため、
政令の基準に伴って消防用設備を設置しなければなりません。

消防用設備工事をするには、まずお電話ください
☎072-264-5019

消防用設備工事の流れ

①現地調査とお見積り

お電話の上、現地建物の確認を
させていただき、所轄消防への
事前相談後、お見積りさせてい
たきます。

②ご契約

ご契約確定後、工事日時をお客
様とお打ち合わせさせていただ
き、日時を決定いたします。

③所轄消防へ申請

工事着工10日前までに所轄消防
署へ着工届や設計届を提出いた
します。

④設置工事

申請した届出書と図面をもとに
配線工事や配管工事、感知器や
誘導灯、スプリンクラーヘッド
の取り付けを行います。

⑤社内検査

設置した各消防用設備を実際に
正常に作動するか確認を実施し
ます。

⑥所轄消防署へ申請

設置後4日以内に所轄消防署へ
各消防用設備の設置届を提出し
ます。後日行われる消防立会検
査日を決定します。

⑦消防立会検査

検査当日、設計図書通りに設置
した消防用設備を、オーナー様
と消防署と工事業者で消防検査
を行います。

⑧完了

消防検査合格後、新設工事は約
1週間後に検査済証が発行され
ます。改修・増設工事は各種届
出書副本が返却されます。

工事写真集



支援施設でホームスプリンクラー設備の制御盤から警報盤への配線後。



高所作業車で配管工事入線後、感知器取付工事中。



自立型100回線火災受信機2台取替後、配線結線中。



大阪府立高校の救助袋の取替工事後。



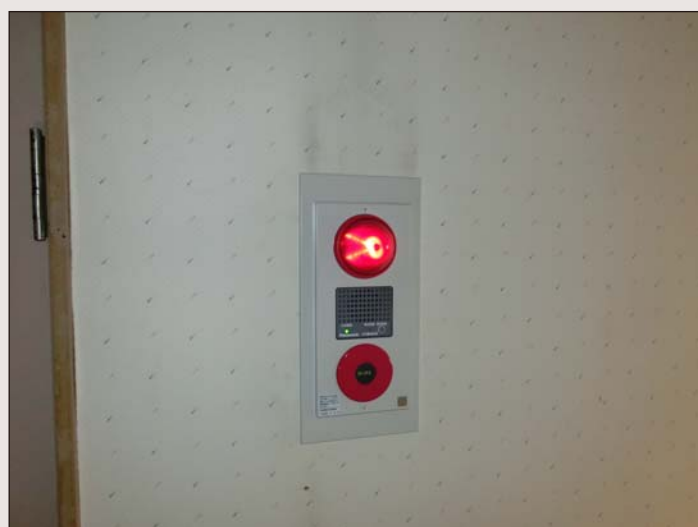
通路誘導灯20WからLEDへ、リニューアル工事。



スプリンクラー設備圧力タンクの取替工事。



工場パッケージ型消防設備の設置後。



非常警報複合装置のリニューアル工事。

お問い合わせ先



大洋理研防災株式会社

〒593-8328 大阪府堺市西区鳳北町6丁322番地3

TEL.072-264-5019 (代) FAX.072-261-9019

E-mail taiyoriken@fork.ocn.ne.jp